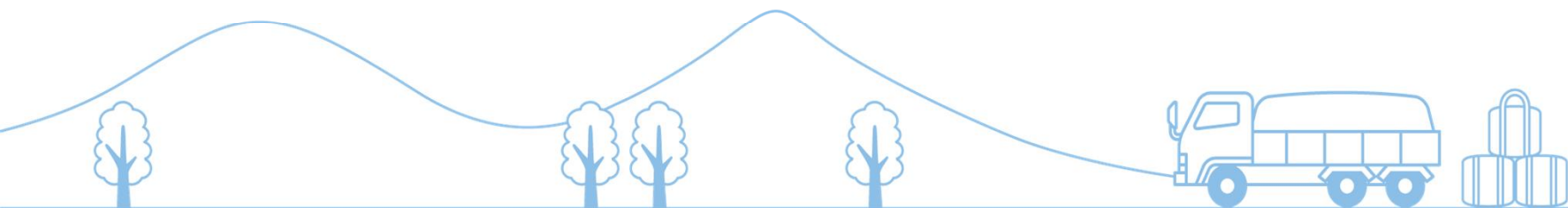


# 今後の南相馬市仮設焼却施設の 処理計画について

環境省 福島地方環境事務所



## 処理状況等（H30.3末時点）

- 南相馬市仮設焼却施設（1号炉、2号炉）では、平成27年4月～平成30年3月で222,453トンの廃棄物を処理しました。
- 焼却残さの発生量は、52,055トン（40,066袋）です。
- 焼却残さは、6,113トン（5,000袋）を中間貯蔵施設に、1,562トン（1,142袋）を特定廃棄物埋立処分施設に搬出しました。

## 処理量・焼却残さ発生量（平成30年3月末時点）

施設	処理対象物	処理量 (t)	焼却残さ発生量 (t)			焼却残さ 放射性物質濃度 (Bq/kg)
			焼却灰 (主灰)	ばいじん (飛灰)	計	
1号炉	対策地域内廃棄物（災害廃棄物、 除染廃棄物）	122,026	14,900	10,900	25,800	330～120,000
2号炉 (旧代行炉)	災害廃棄物、農林業系廃棄物、対 策地域内廃棄物（除染廃棄物）	100,427	17,577	8,678	26,255	250～140,000

## 放射線管理（2施設共通）

- 焼却残さは、業務用地内の仮設灰保管施設に安全に保管しています。
- 仮設処理施設周辺では、定期的に環境モニタリングを行っています。施設内、敷地境界における空間線量率、放射性物質濃度（地下水）には異常ありません。
- 排ガス中の放射性物質濃度の測定結果はすべてND（検出下限値未満）です。

## 環境モニタリングの状況（H30.3末時点）

仮設焼却施設及び施設周辺の環境モニタリング結果は、すべて管理基準以下です。

モニタリング項目				測定頻度	測定期間	測定結果	管理基準	評価
周辺空間線量率		μSv/h		連続（モニタリングポスト）	連続	処理開始前と同程度	敷地境界での空間線量率を処理開始前と概ね同程度の水準に維持	適合
放射性物質濃度	排ガス	<sup>134</sup> Cs Bq/m <sup>3</sup>		1回/月 ※1	・1号炉 H27.4～H30.3 (休炉時のH29.5除く) ・2号炉 H28.5～H30.3	ND	<sup>134</sup> Csの濃度/20 + <sup>137</sup> Csの濃度/30 ≤ 1	適合
		<sup>137</sup> Cs Bq/m <sup>3</sup>				ND		
	地下水	焼却施設	<sup>134</sup> Cs Bq/L	1回/月	・1号炉 H27.4～H30.3 ・2号炉 H28.5～H30.3	ND	異常な変化がないこと	適合
			<sup>137</sup> Cs Bq/L			ND		
	雨水排水	焼却施設	<sup>134</sup> Cs Bq/L	1回/月 ※3	・1号炉 H27.4～H30.3 ・2号炉 H28.5～H30.3	ND	<sup>134</sup> Csの濃度/60 + <sup>137</sup> Csの濃度/90 ≤ 1	適合
			<sup>137</sup> Cs Bq/L			ND		

※1 測定日に記載している以外に、稼働1カ月目は1回/日、2～3ヶ月目は1回/週の頻度で測定しており、すべてND（不検出）です。

※2 NDとは不検出（検出下限値未満）の略です。

※3 サンプルングできるだけの降水がなかった場合は測定していません。

排ガスについては、上記に加えて煙道中の放射性物質連続監視装置、ばいじん計で連続監視し、問題ないことを確認しています。

## 平成30年度の処理計画

- 除染廃棄物（直轄）の処理は、平成30年8月頃に概ね完了する見込みです。また、家屋解体廃棄物の発生量も少量（数百トン）と見込んでいます。

## 可燃性除染廃棄物（非直轄）の減容化処理への取り組み

- 南相馬市（旧警戒区域外）では、除染廃棄物が市内の仮置場に保管されており、復興推進の妨げとなっているなど大きな課題となっています。
- 環境省では4月24日に市とご相談し、住民理解を得た上で、仮置場に保管されている可燃性除染廃棄物を仮設焼却施設（1号炉、2号炉）で減容化する方針を確認しました。これにより、仮置場の早期解消及び市の復興の推進を図りたいと考えています。
- これまで議会（6月27日）と仮設焼却施設運営協議会（7月6日）へ説明を行い、また、3行政区長会や下蛸沢行政区住民へ向けた説明も行って参りました（小高区長会：7月11日、下蛸沢行政区：7月16日、原町区長会：7月19日、鹿島区長会：8月17日）。
- 処理に際しては、これまで同様、安全な処理を最優先に進めて参ります。

## ■ 処理見込み量

約85,000トン（約 283,000袋）

## ■ 処理スケジュール

- 処理予定期間：平成30年9月～平成32年3月頃まで（約1年6カ月程度）。
- 処理開始前に仮置場の現況調査、運搬ルートの確認・調整等を行います。

※調査の結果、運搬路が狭い仮置場があった場合は、別途積替え場所等が必要になることがあります。

	平成30年度												平成31年度																			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3								
◆ 調査・計画・協議	■																															
◆ 仮置場運搬前作業 等					■																											
◆ 運搬・焼却処理					■																											